

〈成年後見制度支援信託・成年後見制度支援預貯金〉
成年後見制度支援預貯金は、家庭裁判所が管理するものです。

法定後見制度の後見類型のみが利用できる制度です。本人の財産のうち、日常生活に必要な金銭のみを預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭は信託財産または特別な預貯金として金融機関が管理します。

〈家族信託〉
後見制度と違い家庭裁判所の関与はありません。契約には本人の判断能力が必要です。

金融商品ですので、費用や手続き後の税について確認しておくことが重要です。後見制度と異なり家族信託に身上保護は無く、成年後見制度と家族信託の併用も選択肢となります。

〈遺言〉
公正証書遺言は本人の意向をもとに公証人が作成、公証役場に原本が保存され改ざんのリスクがありません。死後、検認が不要で直ちに遺言を執行できますが作成に費用がかかります。

自筆証書遺言は自分で手軽に書けますが、法律上有効となる要件を満たし明確な内容であることが必要です。改ざん・紛失等のリスクがあり執行には検認手続きが必要です。

令和2年から全国の法務局で「自筆証書遺言書保管制度」が開始しました。三千九百円の費用で遺言者本人が法務局に保管を申請できます。改ざん・紛失のリスクが無く、検認手続きも不要で死亡した場合、遺言書を保管している旨、特定の人に通知されます。遺言書の内容については関知しないため確認しておくことが必要です。

講演の資料に使われた公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの小冊子「いつも、あなたのそばに。(改定版)」が無料でダウンロードできますのでご覧下さい。(小川弘子)



権利擁護講座 受講者の声

令和5年10月26・27日に行われた権利擁護講座のアンケートの一部をご紹介します。

【任意後見制度について】
・依頼する側も受任する側もハードルが高いのでは・・・
・制度利用が進まない理由がわかりました。
・もっと広まって欲しい。

【法定後見制度について】
・今後もっと必要とする人は増えるように思います。
・申立事務をしていたので知識はありましたが、再確認できました。

【実際の活動内容について】
・責任重大だと思いました。
・常に本人に寄り添い信頼関係を構築しながら支援にあたりたいと思います。
【講座全体について】
・丁寧に説明して頂き、ありがとうございました。
・時間帯など、ちょうどよかったです。

【南のかげに期待する事】
・関係機関への知名度は上がってきていると思います。今後は「親族後見人支援」等住民同士への周知ができたらと思います。

外部研修会に参加して 身元保証等について

令和5年11月22日多摩南部成年後見センター主催の後見人連絡会で「地域の新たな権利擁護の取り組み」として(身元保証等高齢者サポート事業)について、調布市及び多摩市社会福祉協議会から報告がありました。

高齢者が急な入院・入所などに、支援可能な親族がいな場合でも、十分な判断能力があるうちに支援方法を決めて社会福祉協議会と契約しておくものです。

① 見守りサービス
② 入院・入所手続き及び金銭管理
③ 葬儀埋葬手続き支援
高齢化が進み、親族が近隣にいない高齢者が増加しています。現実の問題として身元保証人がいないために入院・入所を断わられるケースが多く、解決策になる一つの事業であると考えます。

また、成年後見人等に対して、被後見人等の方の入院・入所に際して身元保証人になる事を求められることがあります。成年後見人等は身元保

証人にはなれませんが、緊急連絡先になり利用料の支払いが支援できる事を説明し、入院・入所の契約を締結しています。判断能力があつて身寄りのいない高齢者が同様な支援を受ける場合には、任意後見制度と合わせて任意委任契約を結ぶことで、入院・入所の支援や、死後事務の支援を受けられるようになります。

高齢、障害、判断能力があるかないかに関わらず、様々な人達が安心して地域で暮らし続けられるような施策や事業が求められています。持続可能な権利擁護事業の一つとして、注目していきたいと考えています。

「身元保証等高齢者サポート事業」は稲城市や日野市にはまだないサービスです。民間業者の利用ではトラブルが起きています。消費者庁と厚労省から「身元保証等事業」に関する啓発資料や、注意喚起資料も出ています。政府は、代行業者を選ぶ際の注

意点をまとめた指針を3月末までに作る予定です。(傍線部1月27日付読売新聞)
まずは、地域包括支援センターや、権利擁護センターに相談してみることから始めて下さい。(市川悦子)